

委託共通仕様書

1 総則

(1) 疑義に関する協議

図面及び仕様書に内容の相違がある場合、特記のない場合または疑義が生じた場合には、監督職員と協議する。

ただし、軽微なものについては監督職員の指示に従う。

(2) 軽微な変更

現場の納まりまたは取合い等の関係で機器および材料の取付位置、または取付工法の変更などの設計変更を必要としない軽微な変更は監督職員の指示に従う。

2 委託関係図書

(1) 作業写真

工程ごとに写真を撮影し、整理して提出する。

3 現場監理

(1) 施工中の安全確保および環境保全

施工に伴う災害の防止ならびに騒音・振動等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努める。

また、火気の使用や溶接作業等を行う場合は、「火気使用願」を提出し、監督職員の立会いを受ける。

(2) 作業時間

作業時間は原則として9時から17時とする。

ただし、作業上一般事務に支障をきたすと監督職員が認めた場合は閉庁日作業とする。

(3) 養生

既存施設部分、委託目的物の施工済み部分等について、汚染または損傷しないよう適切な養生を行う。

(4) 整理清掃後片付け

委託に際して、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

4 機器及び材料

(1) 機材の搬入

機材の搬入にあたっては、機材及び建築物その他設備に損傷を与えないよう留意し、適宜これらを養生しながら行う。

建築物その他設備に損傷を与えた場合はすべて受注者の責任において対処する。

(2) 機材の検査

現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。

(3) 機材の色等

機材の色等については監督職員の指示を受ける。

5 作業

(1) 作業

作業は、設計図書等に従って行うが、これらに明示していない事項でも、作業上技術上当然と必要と認められる事項については、受注者の責任において行う。

(2) 作業の立会い等

作業を行う場合、監督職員の立会いを受ける。

また、作業にあたって、はつり等で建築物又は工作物等に現状変更等の必要のある場合は、監督職員の承諾を受けるとともに監督職員の立会いを受ける。

(3) 作業の検査等

一工程の作業を完了したときまたは監督職員により指示された場合は、監督職員の検査を受ける。

また、作業後に検査が困難な箇所を施工する場合並びに監督職員が特に指示する場合は、監督職員の立会いおよび検査を受ける。

6 検査及び提出図書

(1) 完了検査

委託が完了したときは、監督職員の完了検査を受ける。

(2) 提出図書

①委託業務完了報告書	1 部
②作業写真	1 部
③引渡書	1 部
④その他、監督職員が指示するもの	1 部

7 その他

図面及び特記仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（最新版）によるものとする。